

令和元年度（２０１９年度）第１回  
八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
次 第

日時　：　令和元年（２０１９年）  
          7月12日（金）10時～  
場所　：　第5委員会室

1．開　会

2．議　題

- （１）第３期八王子市地域福祉計画の平成30年度（2018年度）実績報告について

3．報　告

- （１）「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」について  
（２）「地域福祉推進拠点」の整備状況について  
（八王子市社会福祉協議会）

4．閉　会

□配布資料

|     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 資料1 | 第３期八王子市地域福祉計画・平成30年度（2018年度）実績報告 |
| 資料2 | 「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」設置要綱       |
| 資料3 | 「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」出席者名簿      |
| 資料4 | 「地域福祉推進拠点」の整備状況について              |

## 第3期八王子市地域福祉計画・平成30年度（2018年度）実績報告

## 計画の体系

テーマ

地域福祉を推進する  
しくみの充実多様化する福祉課題に対する  
包括的な相談・支援体制の推進

施策の展開

- ① 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- ② 社会福祉協議会の体制強化
- ③ 福祉に携わる職員の専門性の向上
- ④ 情報提供の充実

テーマ

地域福祉活動支援・  
人材育成地域で福祉課題に取り組む  
人材の確保

施策の展開

- ① 民生委員・児童委員の活動支援
- ② 地域で支えあう意識づくり
- ③ 地域で取り組むきっかけづくり
- ④ 地域における福祉活動の支援
- ⑤ “市民力・地域力”の向上をめざす  
担い手の発掘と連携
- ⑥ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦ 防災・防犯活動の推進

テーマ

## 福祉サービスの充実

社会的弱者の社会的・経済的な  
自立と生活の向上

施策の展開

- ① 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉  
等各分野の福祉サービスの充実
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- ⑤ ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

# 1 地域福祉を推進するしくみの充実

## ～多様化する福祉課題に対する包括的な相談・支援体制の推進～

### 現状と課題

- ◆ 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していく必要があります。
- ◆ 様々な支援制度がきめ細やかに提供されている反面、利用者にとって複雑で“分かりにくい制度”となっている場合があります。

### 必要な取組

- ◆ 住民と行政機関等が共に地域課題の解決をめざすしくみを構築します。
- ◆ 社会福祉協議会\*と共に取り組み、社会福祉協議会の活動を支援します。
- ◆ 支援を必要としている人の状況に応じた情報提供と、情報バリアフリー\*を推進します。
- ◆ 地域生活課題\*などの把握に努めます。

#### ○ 施策の展開

- (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化
- (2) 社会福祉協議会の体制強化
- (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上
- (4) 情報提供の充実

### このテーマにおける目標

- ① 近隣に高齢・病気などで困っている世帯があった場合に、民生委員・児童委員に相談する人の割合

| 年 度 | H28 調査時 | R2 年度<br>(2020) | R4 年度<br>(2022) |
|-----|---------|-----------------|-----------------|
| 内 容 | 7.1%    | 11.7%           | 14.8%           |
|     | 調査結果    |                 |                 |

- ② 地域でおきる生活上の課題に対して、住民相互の協力関係が必要だと思う人の割合

| 年 度 | H28 調査時 | R2 年度<br>(2020) | R4 年度<br>(2022) |
|-----|---------|-----------------|-----------------|
| 内 容 | 73.6%   | 79.1%           | 82.2%           |
|     | 調査結果    |                 |                 |

## Plan(計画)

### (1) 地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化

多様化・複雑化する地域生活課題\*に対応し、市民にとって身近な場所で気軽に相談することができるまちづくりを推進します。地域における住民主体の福祉活動や民生委員・児童委員\*による相談・支援体制、内容に応じた専門的な相談・支援機関のネットワーク化を強化します。なお、地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”を社会福祉協議会\*が担います。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 包括的な相談・支援体制の構築

きめ細やかな支援や多様な課題に一体的に取り組むことができるよう、行政のみならず、地域を基盤とした包括的な相談・支援のしくみを構築します。

平成 30 年度(2018 年度)は、地域の包括的な相談・支援体制のコーディネート役として各機関と連携を図る地域福祉推進拠点を 2 か所整備いたしました。

#### “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の設置

専門的な相談・支援機関によって構成するネットワーク会議を設置します。情報共有や地域生活課題の把握・解決に向け、課題を包括的に受け止め、サービスを一体的に実施する方法などについて検討します。

平成 30 年度(2018 年度)は、会議の開催に向けて設置要綱や、会議の進め方について地域福祉専門分科会において検討しました。

#### 社会福祉審議会の運営

社会福祉審議会\*は、本市の福祉に関わる課題について調査・審議する市長の附属機関で、福祉の総合的な発展について5つの専門分科会に分かれて審議を行っています。

各専門分科会の会長・副会長で構成する代表者会では、分野間の情報共有や共通課題について審議することで、本市の地域福祉を推進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、社会福祉審議会(全体会)、各専門分科会(部会含む)を合計 44 回開催しました。

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ “包括的な地域福祉ネットワーク会議”の開催回数

対象者別の専門的な相談・支援機関の連携を強化するためのネットワーク会議開催回数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時  | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | (新規) | 0 回              |                 | 年間2回程度           |                  | 年間2回程度           |

**自己評価**

包括的な地域福祉ネットワーク会議については、平成 30 年度（2018 年度）中に開催することができませんでしたが、翌年度の開催に向けて設置要綱や会議の進め方の検討を地域福祉専門分科会で進めました。

令和元年（2019 年）6 月に第 1 回の会議を開催し、関係所管の代表者に会議の趣旨及び今後の取り組み方について情報共有を図ることができ、今後は年間 2 回程度を目途として会議を開催し、地域生活課題の把握・解決に努めます。

**Act(改善)**

**地域福祉ネットワーク会議では、情報共有を図るだけでなく、地域生活課題の具体的な解決策を関係する支援機関と見い出すとともに、課題解決までの過程を積極的に地域に発信していく必要がある。**

## Plan(計画)

### (2) 社会福祉協議会の体制強化

社会福祉協議会\*は包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担います。市は地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など、その体制強化を実施します。

また、市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画「いきいきプラン八王子」は“車の両輪”の関係です。両計画の整合性を図り、一体的な取組を推進します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 社会福祉協議会への活動支援

社会福祉協議会は「地域で支えあうしくみづくり」を推進する役割を担っており、地域福祉を推進する中核的な存在です。この社会福祉協議会の体制を強化します。

平成 30 年度(2018 年度)は、円滑な事業実施と適正な運営体制整備のために、運営費補助として職員 20 名分の人件費補助等を行いました。

#### 社会福祉協議会職員の専門性向上への支援

社会福祉協議会職員の専門性向上にむけ研修等の参加を支援することで、社会福祉協議会の機能を強化します。

平成 30 年度(2018 年度)は、福祉事務所で実施している、社会福祉士実習生向けの研修の一部について、市職員及び社会福祉協議会職員の受入れを行うことで、各職員の専門性の向上に努めました。社会福祉協議会からは、3日間で延べ5名の研修参加がありました。

#### 地域福祉推進拠点の整備促進

地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートする地域福祉推進拠点\*を市内全域に整備します。

平成 30 年度(2018 年度)は、新たに2か所の地域福祉推進拠点を開設しました。

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ 地域福祉推進拠点の整備数（社会福祉協議会）

包括的な相談の場である地域福祉推進拠点の整備数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時 | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-----|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 4か所 | 6か所              |                 | 15 か所            |                  | 21 か所            |

**自己評価**

地域福祉推進拠点由井を平成 30 年（2018 年）10 月 1 日に、また地域福祉推進拠点由木を平成 31 年（2019 年）2 月 1 日にそれぞれ開設し、拠点を市の基本計画に定めた 6 圏域にそれぞれ 1 か所整備し、合計 6 か所とすることができました。

今後の拠点の整備の進め方については、社会福祉協議会の体制や拠点の在り方について、検証を行ったうえで課題や目標を整理し、配置計画の検討を進めてまいります。

**Act(改善)**

**地域福祉推進拠点は、地域住民による福祉活動を支援し、地域のなかで課題を“丸ごと”受け止め、専門的な相談・支援機関へコーディネートする役割を担っているが、整備を促進するためには、社会福祉協議会の体制強化が必要である。**

**今後どのように社会福祉協議会職員の人材育成を図っていくのか、また地域との連携を進めていくのか、明確にする必要がある。**

## Plan(計画)

### (3) 福祉に携わる職員の専門性の向上

市の職員や福祉施設従事者を対象に、認知症や障害者への理解など、福祉に対する総合的な知識や技術を深める支援を行うことで、専門性の向上を図るとともに、社会福祉主事など福祉系有資格者の育成を行い、福祉行政に対する市民の信頼感を高めます。また、福祉事務所として、社会福祉士をめざす実習生の受入を推進します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### “総合的な福祉研修”の実施

多様化する地域生活課題\*に対応していくため、現場で相談・支援業務を行う市職員の専門性の向上をめざします。

平成 30 年度(2018 年度)は、福祉事務所で実施している、社会福祉士実習生向けの研修の一部について、市職員及び社会福祉協議会職員の受入れを行うことで、職員の専門性の向上に努めました。市職員は、3日間で延べ29名の研修参加がありました。

#### 社会福祉士実習指導者の育成

福祉事務所として社会福祉援助技術現場実習生(社会福祉士になるための現場実習)の受入を行っています。この受入体制の充実に向けて必要な実習指導者の確保・育成を行います。

平成 30 年度(2018 年度)は、新規に1名指導者の研修を受講したことにより、実習指導者数 7 名となりました。



**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ “総合的な福祉研修”の延参加者数

福祉の各分野についての知識や理解を深め、現場で相談者が抱える課題を的確に把握できるよう、福祉制度に関する職員研修を実施します。この職員研修の延参加者数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時  | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | (新規) | 延 29 人           |                 | 延 50 人           |                  | 延 100 人          |

**自己評価**

社会福祉士実習生向けの研修については、平成 30 年度（2018 年度）より市職員等に対しても研修の場として受入れを行い、初年度は 29 人の参加がありました。引き続き、庁内の関係所管に更なる周知を行い、積極的な参加を促してまいります。また、この他にも障害や障害者に対する知識、理解を深めるための職員研修など、福祉部署で行っている市職員向けの研修を活用し、福祉に対する総合的な知識や技術の向上を支援してまいります。

**Act(改善)**

**総合的な福祉研修は、福祉における職員の幅広い知識の取得やスキルの向上に有効であり、今後も多くの職員が受講することが望まれる。**  
**一方で実践的な経験も必要となることからケースワークの手法なども取り入れていく必要がある。**

## Plan(計画)

### (4) 情報提供の充実

福祉の各分野では、対象者別に制度などの情報をまとめた福祉のしおりや子育てガイドブックなどの冊子を作成しています。制度や法律、福祉サービス等の情報が、それを必要とする人に行き渡るよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供を引き続き行います。

一方、児童福祉分野ではメールマガジンやSNS\*の活用が広がっており、他の福祉分野でもSNSの活用などを推進します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の情報提供の充実

児童福祉分野で実施しているSNSの活用など、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等の各分野でも多様な手段によって必要な情報を発信していきます。

平成 30 年度(2018 年度)は、「介護ナビ・はちおうじ」「子育てガイドブック」などの発行を行い、また、「子育て支援メールマガジン」や市公式フェイスブック「すくすく\*はちおうじ」により情報発信を行いました。

#### 音訳・点訳資料等の提供

ボランティアが作成した音訳・点訳資料の貸し出しや、他自治体の音訳・点訳資料を借り受けて図書館を通じて貸し出すことで、視覚障害がある方の図書館の利用を促し、どこでも本に触れ、情報や知識を得る機会を提供します。

また、文字を拡大することなどが可能な電子書籍を導入していきます。

平成 30 年度(2018 年度)は、音訳資料の作成を 167 点、点訳資料作成を 22 点行いました。

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ Facebook 等 SNS の活用 リアクションの数

地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉等各分野情報を分かりやすく、かつタイムリーに発信するため、SNSを活用します。このSNSのリアクションの数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時  | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | (新規) | 1,280 件          |                 | 750 件            |                  | 1,000 件          |

**自己評価**

八王子市公式フェイスブック「すくすく\*はちおうじ」の“いいね！”数は1,280件にのぼり、SNSからの情報発信としての役割は十分に果たせています。この情報発信活動を、その他の分野にも広めることで、各分野の情報を分かりやすくタイムリーなものとして発信していきます。

**Act(改善)**

**情報提供の手段については、さまざまなツールがある方がよい。SNSも有効な手段の一つだが、市民にはICTが苦手な方もいるので、広報誌も活用するなど、多くの市民に情報が行き届くよう配慮が必要である。**

## 2 地域福祉活動支援・人材育成

### ～地域で福祉課題に取り組む人材の確保～

#### 現状と課題

- ◆ 支援を必要とする全ての人々に支援が行き届くようにするためには、行政の取組に加え、“市民力・地域力”の活用が欠かせません。
- ◆ 地域住民が主体的に課題を解決し、それを地域が支えていくような“地域づくり”が必要です。
- ◆ 地域住民一人ひとりが当事者意識を持つとともに、地域の福祉活動を支える人材の確保・育成が求められます。

#### 必要な取組

- ◆ 地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員\*が活動しやすい環境を整備します。
- ◆ 地域住民が地域での活動に参加する機会を充実させます。
- ◆ 地域住民が主体的に行う福祉活動を支援します。
- ◆ 地域住民の虐待・孤立化の防止に向けた取組を推進します。
- ◆ 地域における防災・防犯活動の取組を支援します。

#### ○ 施策の展開

- (1) 民生委員・児童委員の活動支援
- (2) 地域で支えあう意識づくり
- (3) 地域で取り組むきっかけづくり
- (4) 地域における福祉活動の支援
- (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- (7) 防災・防犯活動の推進

#### このテーマにおける目標

- ① 地域での活動に担い手として参加したことの割合

| 年 度 | H28 調査時 | R2 年度<br>(2020) | R4 年度<br>(2022) |
|-----|---------|-----------------|-----------------|
| 内 容 | 50.2%   | 60.2%           | 66.9%           |
|     | 調査結果    |                 |                 |

## ② 福祉に関する地域活動に参加している人の割合

| 年 度 | H28 調査時 | R2 年度<br>(2020) | R4 年度<br>(2022) |
|-----|---------|-----------------|-----------------|
| 内 容 | 12.3%   | 13.9%           | 15.1%           |
|     | 調査結果    |                 |                 |

## Plan(計画)

## (1) 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員\*は、地域住民の声を最初に受け止め、専門的な相談・支援機関につなげるとともに社会福祉協議会\*と地域とをつなげる重要な役割を担います。

一方で、それぞれの民生委員・児童委員の負担増とならないよう行政から助言・指導を行うとともに、民生委員・児童委員が地域の人々により認知されるよう活動の支援を行います。

## Do(実行)

## 平成 30 年度（2018 年度）の取組

## 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員は、地域住民に関する調査や相談・助言、行政機関と協力した地域住民への支援などを行います。こうした活動が充実するよう、民生委員・児童委員の活動をPRし、地域に知ってもらうことで、より活動しやすい環境を整備します。また、平成 29 年度に実施した民生委員・児童委員に対する実態調査を継続し、活動支援に役立てます。

平成 30 年度(2018 年度)は、広報はちおうじやホームページで民生委員の活動をPR しました。また、毎月実施している会長会にあわせて意見交換会を実施し、情報共有を行いました。

## 民生委員・児童委員の専門性向上にむけた支援

福祉サービスや相談・支援業務についての研修や意見交換を行い、民生委員・児童委員の専門性の向上を支援します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

委託研修: 参加総数 282 人 開催総数 8 回

八王子市民生委員・児童委員全体研修: 参加人数 773 人 開催回数 2 回

**Check(評価)****この施策における活動指標**

- 民生委員・児童委員とその活動についての情報を、広報紙・ホームページへ掲載

した回数

広報紙、ホームページなどを活用し民生委員・児童委員のPRをすすめ、認知度が高まることで住民理解・協力を推進します。こうした情報の広報紙・ホームページへの掲載回数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時 | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-----|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 3回  | 3回               |                 | 4回               |                  | 5回               |

**自己評価**

広報はちおうじやホームページを活用し、民生委員・児童委員の活動のPRを行いました。地域住民への支援などを行う民生委員・児童委員の活動のPRを強化することは、民生委員・児童委員がより活動しやすい環境の整備につながることから、今後も継続して行ってまいります。

**Act(改善)**

民生委員・児童委員の活動内容を多くの市民に知ってもらうことは、民生委員・児童委員のなり手獲得にもつながるものと考えます。今後もPRの機会を増やすとともに、出前講座のメニューに追加するなどの検討も必要である。

**Plan(計画)****(2) 地域で支えあう意識づくり**

福祉や消費生活といった地域で暮らすために欠かせない内容を知る機会を充実させ、市民の興味・関心を育てます。

また、福祉について学ぶ機会を増やすことで、お互いを理解し尊重しあう心を育む取組を支援し、意識のバリアフリー\*化を推進します。

**Do(実行)****平成 30 年度（2018 年度）の取組****学校等への車いす等体験学習（社会福祉協議会）**

児童・生徒を中心に、福祉講話・車いす体験・高齢者疑似体験・点字体験・アイマスク体験を実施します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

実施件数 156 件 延参加者数 10,230 人

**夏休み体験ボランティア活動の実施（社会福祉協議会）**

中学生から青年を対象に、高齢者施設・障害者(児)施設・保育園等の協力のもと、施設内でのボランティア体験活動を行います。

平成 30 年度(2018 年度)実績

協力施設 162 施設 参加人数 339 人

**はちおうじ出前講座の実施**

学習会などに、市や官公署・企業等の職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をすることで、市民の活動に対する関心を高めます。

平成 30 年度(2018 年度)実績

保健・福祉分野:34 件

子育て分野 : 2 件

消費生活分野 :13 件

**Check(評価)****この施策における活動指標**

- 学校等における車いす等体験学習の実施回数（社会福祉協議会）

車いす体験などの体験学習を通じて福祉に関する意識を高めます。この体験学習の実施回数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時                   | H30 年度<br>(2018)      | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020)      | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022)      |
|----|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|------------------|-----------------------|
| 内容 | 117 件<br>(延 13,714 人) | 156 件<br>(延 10,230 人) |                 | 130 件<br>(延 15,000 人) |                  | 140 件<br>(延 16,500 人) |

**自己評価**

学校等での車いす等体験学習延べ参加者数が策定時の値を下回っていることから、引き続き体験学習を推進するとともに、取り組みをさらに周知していくことで、参加者の増加を目指します。

**Act(改善)**

車いす体験学習を学校の「総合的な学習」の時間に組み入れるなど、学校側の協力を得て、多くの児童・生徒が体験することができるよう、工夫が必要である。



## Plan(計画)

### (3) 地域で取り組むきっかけづくり

地域福祉活動に参加するきっかけとして、交流の“場”や福祉活動を学ぶ機会などを設け、地域福祉活動に参加するための支援をします。

また、こうした場や機会についての情報発信を行います。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 住民が地域活動に参加するための支援

地域福祉推進拠点\*（社会福祉協議会\*）では、地域住民が主体的に運営に関わっています。趣味の講座などをボランティアが企画・運営することを支援し、地域活動に参加するきっかけづくりを推進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、コミュニティスペースを併設する、地域福祉推進拠点石川、川口において、“折り紙講座”などの趣味の講座を 52 回開催し、延べ 846 名の参加がありました。

#### はちおうじ志民塾の開催

概ね 50 歳以上のシニア世代を対象に、地域での様々な市民活動における中心的な役割を担う人材を養成しているはちおうじ志民塾を実施します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

卒業生:21 名

#### お父さんお帰りなさいパーティーの開催支援

地域での市民活動への参加のきっかけづくりの場として行うイベントお父さんお帰りなさいパーティーに対する支援を行います。

平成 30 年度(2018 年度)実績

開催回数:2回 イベント参加者数:420 名

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ 地域福祉推進拠点における地域住民主体の事業実施回数（社会福祉協議会）

地域福祉推進拠点において、地域の人が集まる機会を提供し福祉活動へ参加するきっかけづくりを推進します。この地域住民主体の事業実施回数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時               | H30 年度<br>(2018)  | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020)  | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022)  |
|----|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 内容 | 29 回<br>(延 395 人) | 52 回<br>(延 846 人) |                 | 35 回<br>(延 450 人) |                  | 40 回<br>(延 500 人) |

**自己評価**

C S Wは、だれもが気軽に立ち寄ることができる地域福祉推進拠点づくりをボランティアとともに行いました。ボランティアが、地域住民の特技や趣味を活かしたイベントを企画・運営することで、住民同士の新たなつながりを生み、地域の中に居場所ができ、自分の地域に関心を持てるようになりました。

引き続き、地域福祉推進拠点において、地域ニーズに密着した住民主体の事業を展開し、生きがいづくりや地域活動の新たな担い手の発掘・育成、福祉情報の発信を、C S Wが地域の橋渡し役としてボランティアとともに進めていきます。

**Act(改善)**

**地域住民主体の事業は着実に増えていることから、引き続き地域福祉活動に参加するきっかけの場を提供していくべきだが、広域な八王子市においては、地域により活動の差も見受けられることから、地域の状況をよく把握したうえで、事業を展開していく必要がある。**

## Plan(計画)

### (4) 地域における福祉活動の支援

地域における課題の解決に向けた取組を進めている個人や、町会・自治会、NPO\*等の団体の福祉活動を支援します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### ういずサービス（有償家事援助サービス）の推進（社会福祉協議会）

高齢者や障害者・ひとり親家庭や産前産後・病気やけが等で日常生活を送るうえで家事援助が必要な方（利用会員）に対し、登録した協力会員がホームヘルプサービスなどを実施するういずサービスの取組を推進します。

平成 30 年度（2018 年度）は、事業の説明と協力会員募集のための説明会を 6 回、協力会員研修会・学習会を 3 回開催しました。また利用会員は 270 名、協力会員は 199 名となりました。

#### 高齢者ボランティア・ポイント制度の推進

介護予防効果を高めるとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、あらかじめ登録された 65 歳以上の高齢者が介護支援ボランティア活動を行った際にポイントを付与し、このポイントに応じた交付金等を支給する高齢者ボランティア・ポイント制度を推進します。

平成 30 年度（2018 年度）は、高齢者ボランティア登録者が 2781 人となりました。また高齢者ボランティア受入指定施設等は 229 施設・101 団体の計 330 となりました。

#### ファミリー・サポート・センターの活用

子育ての手助けが欲しい方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）による、地域での育児の相互援助活動を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

平成 30 年度（2018 年度）実績

年間活動数：4,277 回

## 日本赤十字社（日赤）活動への支援

八王子市赤十字奉仕団は、防災訓練・水防訓練やイベントの際の炊き出しや救護法普及活動等を行っています。奉仕団による非常災害時の被災者の援護、健康増進、疾病予防などの社会奉仕活動を今後も支援します。また、災害義援金の募集や血液センターと協力した献血の呼びかけ、広報紙などを活用した奉仕団員増員を図ります。

平成 30 年度(2018 年度)末時点

奉仕団分団数:12 分団 奉仕団員数:208 人

## 町会・自治会による福祉活動への支援

町会・自治会は民生委員・児童委員\*とも関わりが深く、両者が協働して地域福祉を推進していくことが望まれます。今後、見守り活動など福祉活動を行う町会・自治会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員とのさらなる連携を推進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、町会・自治会と民生委員・児童委員で意見交換や情報交換を行っている情報連絡会を1回開催しました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

#### ○ ういずサービスの協力会員数（社会福祉協議会）

住民相互の福祉活動であるういずサービスの協力会員の増員を図り、地域住民の活動支援につなげます。この協力会員数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時   | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 207 人 | 199 人            |                 | 215 人            |                  | 230 人            |

## 自己評価

住民相互の福祉活動である、ういずサービスの協力会員数は 199 人と策定時の人数を下回る数字となってしまいました。協力会員数の増加に向けて、説明会や広報を通じて積極的に周知活動を行い、活動への理解を広めることで協力会員の増加につなげていきます。

## Act(改善)

「ういずサービス」の協力会員数を増やすためには、積極的な周知を行うとともに、市民が活動しやすい環境も必要である。例えば協力した際の時給を増やすなどの工夫が必要である。

## Plan(計画)

### (5) “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携

“市民力・地域力”の向上のためには住民参加が大きなカギとなります。

今後、住民参加の促進のため、ボランティアセンター\*を中心に、活動の内容や目的ごとに地域福祉活動を行っている個人や団体間での情報交換等を行うネットワークを充実します。

また、21 の大学、短期大学、高等専門学校が立地している全国でも有数の学園都市の強みを活かし、学生によるボランティア活動を推進します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### ボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、活動先や活動者の紹介など様々な支援を行っています。

また、本市が被災した場合には災害ボランティアセンター\*として、市と共に復興をめざす取組を進めます。このボランティアセンターの運営を支援します。

ボランティア活動の活性化・活動推進を図ることを目的とした事業実施のための運営経費の補助を、平成 30 年度(2018 年度)も引き続き行いました。

平成 30 年度(2018 年度)末時点で、個人でのボランティア登録者は 455 名、団体での登録数は 293 団体、4606 名となります。

#### 高齢者活動コーディネートセンターの運営

特技を持った高齢者を、それを必要とする方に紹介し、つなげるとともに、双方の相談を受け付け、高齢者の生きがいづくりとなる様々な活動を実施する高齢者活動コーディネートセンターを運営します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

コーディネーター数:192 名

講師登録者数:702 名

コーディネート成立件数:444 件

#### 子育て応援団 Bee ネットの活用

子育て中の家庭を地域で見守り、支援するため、子育てに関わるボランティアを育成している子育て応援団 Bee ネットのさらなる活用を図ります。

平成 30 年度(2018 年度)実績

登録者数:579 名

## 市民活動支援センターの運営

まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツなど、あらゆる分野の公益的な市民活動を行っている団体に対し、会議室の貸出や講座の実施、相談の受付等、市民活動支援センターによる支援を行います。

平成 30 年度(2018 年度)実績

会議室貸出件数:945 回 講座等開催回数:18 回

## 学生によるボランティア活動の推進

学生のボランティア活動を推進し、地域社会の活性化を図るとともに、学生の八王子への愛着や理解を深めるための取組を行います。また、大学コンソーシアムの機能を活かし、加盟団体等と連携しながら学生が地域社会に参加する機会を高めていきます。

平成 30 年度(2018 年度)は、本市との協定に基づきボランティア募集を行った 3 校(東京工科大学、日本工学院八王子専門学校、山野美容芸術短期大学)より、92 事業に計 613 名の学生ボランティアが参加しました。

## Check(評価)

### この施策における活動指標

#### ○ 小地域福祉活動を行う団体数(社会福祉協議会)

地域の課題に取り組む小地域福祉活動団体の立ち上げを支援し、運営をサポートします。この小地域福祉活動を行う団体数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時   | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 18 団体 | 27 団体            |                 | 28 団体            |                  | 37 団体            |

## 自己評価

住民主体による見守り・支えあい活動は、年々活動の輪が広がり、平成 30 年度(2018 年度)時点では、市域全域で団体数は 27 団体となりました。これは、「介護予防・日常生活支援総合事業」の補助制度の充実や第二層生活支援コーディネーターの増員が拡充につながったとともに、先駆的な小地域活動団体の取組が近隣地域へ波及したと思われます。

今後も、未実施の地域住民を中心に、住民互助の見守り・支えあい活動の重要性を働きかけ、地域力を引き出し・発揮できるように支援や援助を行っていきます。また情報交換会の開催などにより、活動の活性化に努めていきます。

## Act(改善)

小地域福祉活動を行う団体数には地域差があるため、一度空白地区を抽出し、そのような地区に社会福祉協議会がデコ入れしていくなどの工夫が必要である。

## Plan(計画)

### (6) 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、身近な相談や生活に必要なサービスを充実させます。そのためには、地域における住民が集まる機会の増加を促すとともに、事業者に見守り活動へ協力いただくなど、普段から顔の見える関係づくりを推進します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 見守り協定の活用

通常業務中に気づいた“異変”を、市の見守り専用電話に連絡し情報提供する見守り協定事業者と連携し、虐待等の早期発見に努めます。

平成 30 年度(2018 年度)は、新たに 6 件の新規協定締結を行いました。

#### 地域交流サロン活動への支援

身近な地域で、誰もが気軽に参加できる交流の場を提供するふれあい・いきいきサロンや子育てサロンなどの活動が活発になるように支援します。

平成 30 年度(2018 年度)支援実績

ふれあい・いきいきサロン:155 団体

子育てサロン:10 団体

#### シニアクラブへの支援

おおむね 60 歳以上の方で構成される、地域貢献活動、健康づくり・介護予防活動、生きがいを高める活動などを行うシニアクラブへの支援を行います。

平成 30 年度(2018 年度)助成実績

活動団体数:204 団体



**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ 見守り協定の締結数

虐待・孤立化の予防や早期発見に向け、事業者等との見守り協定の締結を推進します。この事業者との見守り協定の締結件数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時              | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 新規5件<br>(計 27 件) | 新規6件<br>(計 34 件) |                 | 新規5件<br>(計 32 件) |                  | 新規5件<br>(計 37 件) |

**自己評価**

平成 30 年度（2018 年度）は新規に 6 件の事業者と見守り協定の締結を行なうことができました。引き続き、事業者等との協定締結を推進し、地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指します。

**Act(改善)**

最近では社会貢献の一環として、企業が積極的に見守り活動を行いたいと申し入れてくる状況も見受けられる。多くの企業にこの事業を知ってもらうためには、福祉部門だけでなく、産業の分野などとも連携し、周知を図っていく必要がある。



## Plan(計画)

### (7) 防災・防犯活動の推進

災害などの緊急時の支援を円滑に行うためには普段からの顔の見える関係づくりが大切です。また、こうした取組は防災だけでなく、防犯の効果もあり、一体的に行うことが有効です。

そのため、普段からの関係づくりを充実させるとともに、防災・防犯に対する知識の取得や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災・防犯活動を推進します。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 地域における災害時支援体制の充実

災害時に避難行動要支援者を支援する地域支援組織の結成を促すため、町会・自治会等からの相談受付やマニュアルを提供するなどの普及・啓発を行います。

また、避難行動要支援者名簿を整備し、市民部事務所、市役所本庁舎及び市立小学校等に配備することで、災害時の避難行動要支援者\*の確認に活用します。

平成 30 年度(2018 年度)は、相談の受付を 5 件、町会の会合等に出向いて説明を行った件数が 3 件となりましたが、新規の地域支援組織の結成はありませんでした。

#### 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成

避難行動要支援者の中でも、とりわけ緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者への被害を最小限にとどめるため、一人ひとりの状態に合わせた災害時の支援計画を作成します。この計画を関係機関と共有し、災害時の支援体制を強化します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

災害時個別支援計画策定件数:47 件

#### 災害ボランティアリーダーの養成（社会福祉協議会）

本市が被災したとき、各地から支援に訪れる災害ボランティアを取りまとめ、被災者の支援ニーズをコーディネートするのが災害ボランティアリーダーです。リーダー養成を進め、地域で助けあうくみを充実させ、地域の防災力を高めます。

また、市の総合防災訓練では災害ボランティアセンター\*立上げ訓練等を社会福祉協議会\*と市が合同で行うことで、災害時の円滑な対応を整えます。

平成 30 年度(2018 年度)は、災害ボランティア養成講座・講演会を 4 回開催し、90 名の参加がありました。また災害ボランティアリーダーの登録者数は、146 名となりました。

## 自主防災組織への支援

共助体制の強化を図り、地域防災力向上をめざすため、主に町会・自治会、マンションの管理組合が母体となる、自主防災組織の新規結成促進を図るとともに、結成団体に対して活動用資器材を交付し、活動の活性化を支援します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

新規結成団体数:5 団体 総数:445 団体

## 地域防犯リーダー養成講習会の実施

地域での自主防犯活動をけん引する地域防犯リーダーを養成するための講習会を実施し、地域における防犯活動を推進します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

本講習参加者:71 名 フォロー研修参加者:28 名

## Check(評価)

### この施策における活動指標

#### ○ 地域支援組織についての説明会の実施回数

町会・自治会等への説明機会を増やすことで、避難行動要支援者\*に対する支援をすすめる地域支援組織の結成促進を図ります。この町会・自治会等への説明会の実施回数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時 | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-----|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 1 回 | 3 回              |                 | 3 回              |                  | 5 回              |

## 自己評価

地域支援組織の結成に向けて、窓口等での相談が5件、町会・自治会等へ出向いての説明会を3回行いました。平成30年度(2018年度)は、新規の地域支援組織の結成には結びつきませんでした。引き続き町会・自治会等への周知活動や説明機会を増やすことで、地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らす仕組みづくりの構築を目指します。

## Act(改善)

地域支援組織を増やすためには、町会・自治会における自主防災組織への働きかけが有効である。今後も町会・自治会への情報発信を進めながら、どのように自主防災組織と連携していくか、検討が必要である。

## 1 福祉サービスの充実

### ～社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上～

#### 現状と課題

- ◆ 地域生活課題\*は多様化・複雑化しており、地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野において連携した取組が求められます。
- ◆ 生活困窮者自立支援法や成年後見制度利用促進法など、社会的弱者へ支援を行う法律ができ、これまでの取組に加え、より専門的な取組が求められます。
- ◆ 地域福祉に対するニーズの的確な把握や社会資源の活用、地域住民の理解促進などが必要です。

#### 必要な取組

- ◆ 地域福祉・高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野における福祉サービスを充実し、連携して支援を行います。本計画では、生活困窮者\*への支援の充実を中心に取り組みます。
- ◆ 権利擁護の推進・成年後見制度\*の利用を促進します。
- ◆ 利用者の視点に立った福祉施設や事業所の評価・指導・検査を行います。
- ◆ ユニバーサルデザイン\*に基づき、ハード整備と普及・啓発を行います。

#### ○ 施策の展開

- (1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実
- (2) 生活困窮者への支援
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査
- (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

#### このテーマにおける目標

- ① 生活困窮者に対する相談窓口が市役所にあることを知っている人の割合

| 年 度 | H28 調査時 | R2 年度<br>(2020) | R4 年度<br>(2022) |
|-----|---------|-----------------|-----------------|
| 内 容 | 54.7%   | 80.7%           | 98.1%           |
|     | 調査結果    |                 |                 |

## ② 「成年後見制度」という制度や言葉を知っている人の割合

| 年 度 | H28 調査時 | R2 年度<br>(2020) | R4 年度<br>(2022) |
|-----|---------|-----------------|-----------------|
| 内 容 | 52.4%   | 63.6%           | 71.2%           |
|     | 調査結果    |                 |                 |

## Plan(計画)

## (1) 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等各分野の福祉サービスの充実

地域生活課題\*が多様化しており、課題を抱える地域住民が地域で安心して暮らすことができ、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう、各分野の福祉サービスを充実します。

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの取組は、対象者別計画で推進します。本計画とこれらの計画の連携を密にし、福祉サービスの充実を図ります。

## Do(実行)

## 平成 30 年度（2018年度）の取組

高齢者や介護関係者への支援 → 対象者別計画：高齢者計画・介護保険事業計画

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、高齢者の自立支援・重度化防止、医療・介護の連携推進、地域包括ケアシステムの強化や介護人材の確保・定着・育成を推進します。

障害者と家庭への支援 → 対象者別計画：障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者とその家族が、地域で充実した自立生活を送れるよう、障害を理由とする差別禁止の取組や障害児などへの支援の充実、就労支援や、障害児を含めた切れ目のない支援を実施します。

子どもと家庭への支援 → 対象者別計画：子ども育成計画

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等の実施、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、子どもの貧困対策を推進します。

生活にお困りの方への支援 → 対象者別計画：地域福祉計画（本計画）

様々な課題を持つ生活困窮者\*に対し、地域において自立した生活を実現できるよう支援します。（→69 ページ）

## Check(評価)

### この施策における活動指標

- この項目は、活動指標は設定しません。

### 自己評価

各対象者別計画に基づき着実に事業実施を行っていきます。

## Act(改善)

各対象別計画に基づき着実に事業を進める必要がある。

**Plan(計画)****(2) 生活困窮者への支援**

様々な課題を持つ生活困窮者\*に対し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援します。

**Do(実行)****平成 30 年度 (2018 年度) の取組****(ア) 生活困窮者自立支援法に基づく支援**

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を一体的に実施します。

**自立相談支援事業**

就労やその他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラン作成等の実施

平成 30 年度(2018 年度)実績

新規相談件数:1,525 件

プラン作成件数:455 件

**住居確保給付金の支給**

離職などにより住居を失った又はそのおそれがある方に対し、就職に向けた活動をするなど条件として、有期で家賃相当額を支給

平成 30 年度(2018 年度)実績

相談人数:72 人 支給人数:33 人

**就労準備支援事業**

生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、一般就労に必要な基礎的能力を習得するための訓練を有期で実施

平成 30 年度(2018 年度)実績

支援対象者:32 件

**学習支援事業**

生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への相談支援の実施

平成 30 年度(2018 年度)実績

参加者数:162 名 会場数:12 か所

## 家計相談支援事業

家計に課題を抱える方への家計管理能力を高め、家計再建に向けたきめ細やかな相談・支援を実施

平成 30 年度(2018 年度)実績

プラン作成数:98 件

## 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の認定

直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する事業者の認定

平成 30 年度(2018 年度)実績

認定件数:14 件

## （イ）関係機関・他制度、多様な主体による支援

八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議で多様な主体による支援の方法を検討することをはじめとして、庁内関係所管や教育委員会、ハローワーク、社会福祉協議会\*、民生委員・児童委員\*等が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を行っていきます。

## 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談・支援を行います。

平成 30 年度(2018 年度)新規実績

福祉資金:5 件

教育支援資金:96 件(教育支援費:60 件 就学支度費:36 件)

## 生活保護制度の適正実施

生活保護受給世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

生活保護受給世帯の自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。

生活保護制度の趣旨に基づき、適正な運用を実施いたしました。

## 生活保護受給者等就労自立促進事業

市の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターがチームを組んで、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者\*などの就職を支援します。

市役所に設置されたハローワークの常設窓口(八王子就労サポート)と連携し、支援対象者の就労による自立を促進します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

新規対象者:380 名 就労決定者:261 名



## 若者自立就労支援

働くことについて様々な悩みを抱えている 15 歳～39 歳くらいまでの若者が就労するよう、協力事業者の事業所における職場体験など様々な支援を行います。

平成 30 年度(2018 年度)実績

協力事業者 67 社

## 若年無業者就労促進事業（八王子若者サポートステーション（サポステ））

サポステの登録者や当支援を受けることが適当であると判断された人を対象として、社会的体験や就労体験などの実体験が不足しているために、就労の意思はあるものの、なかなか就労に結びつかない若者に対し、就労の経験を積むことができる支援付きの就労の機会を提供する就労訓練（いわゆる「中間的就労」）を行うことにより、社会的自立・就労に結び付けます。

平成 30 年度(2018 年度)実績

進路決定者:42 名

## （ウ）生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援法は、様々な課題を抱える生活困窮者\*に対して支援をするだけでなく、地域を見つめ直して、誰もが支えあい、生きづらさを少しでも軽減して生活を営める、そうした地域をつくっていかうという考えのもとにできたものです。

この理念を達成していくためには、既存の地域の社会資源との連携、新たな社会資源の創出、地域住民の理解を促進するための機会づくりなど、市と地域が一体となった地域づくりが必要となります。

地域での生活困窮者自立支援制度の認知度を高め、連携を促進するため、一層の周知を図っていきます。

## 社会福祉法人との連携

社会福祉法人\*が有する機能（福祉専門職員や福祉施設の活用など）を活かし、中間的就労等の実施、無料学習支援教室の会場提供など、生活困窮者のための連携を推進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、2 法人が中間的就労を実施し、それぞれの施設が持つ“強み”を活用する中で大きな成果がありました。また、支援方法を確立するための協議を行いました。無料学習支援教室については、2 か所で会場提供をしていただき、生活困窮者のための連携を推進することができました。



## 地域福祉推進拠点との連携

社会福祉協議会\*が整備を進める地域福祉推進拠点\*との連携を進め、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える体制づくりを推進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、地域福祉推進拠点との連携を進め、地域福祉推進拠点、自立相談支援機関それぞれにおける相談の相互支援を行いました。無料学習支援教室については、1か所で会場提供をしていただき、生活困窮者のための連携を推進することができました。

## NPO法人など地域で活動している団体との連携

フードバンク団体、子ども(誰でも)食堂、無料学習塾など、地域で活動する様々な団体と連携し、生活困窮者の早期発見、包括的支援を行える地域づくりを推進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、これまでの連携先に加え、農業団体、家族会、当事者団体などとの連携も進めました。

## Check(評価)

## この施策における活動指標

## ○ 自立支援相談の新規相談件数

制度周知及び関係機関との連携強化により、支援を必要とする人を早期に発見し、相談・支援を行います。この自立支援相談の新規件数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時     | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|---------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 1,140 件 | 1,525 件          |                 | 1,300 件          |                  | 1,500 件          |

## ○ 就労決定者数（生活保護受給者含む）

ハローワーク等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行い、自立につなげます。この支援を通じた就労決定者数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時   | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 468 人 | 435 人            |                 | 580 人            |                  | 680 人            |

## ○ 無料学習教室の参加者数

無料学習教室では、子どもたちの未来の自立に向け、学習機会の場を提供します。この無料学習教室の参加者数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時   | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 110 人 | 162 人            |                 | 130 人            |                  | 160 人            |

## 自己評価

生活困窮者自立支援制度に基づく自立支援相談の新規件数は、大幅に増加しています。主な要因としては、制度の周知及び関係機関との連携強化により、早期発見につながったことがあります。引き続き関係機関との連携強化に努めます。

また、就労決定者数については、減少となっておりますが、これは生活保護受給者が減少傾向にあることが要因となっています。引き続き、自立につながる就労支援を進めます。

無料学習教室の参加者は、大幅な増加となっています。引き続き部署間の連携を行なうことで、参加者の増加につなげ、子どもたちの未来の自立につなげていきます。

**Act(改善)**

生活困窮者自立支援法に基づく支援として実施している各事業について、引き続き生活困窮者の早期発見・早期支援につながるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。

**Plan(計画)****(3) 権利擁護の推進**

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度\*や地域福祉権利擁護事業の周知を図り、利用しやすい環境を整備します。

**Do(実行)****平成 30 年度（2018 年度）の取組****成年後見・あんしんサポートセンター八王子の体制強化**

福祉サービスの利用に際しての苦情対応や判断能力が十分でない方の権利擁護、成年後見制度の利用等について相談受付や支援、普及啓発、市民後見人の養成及び活用の推進、法人後見監督の充実に向け、体制を強化します。

判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見・あんしんサポートセンター八王子の運営を社会福祉協議会に委託し、適切に業務を遂行し、体制の強化に努めました。

**成年後見制度の利用支援**

判断能力が十分でない方で、後見等の申立をする親族がいない場合などに、後見人等を選任する審判を市長が家裁に申し立てることで、対象となる方の財産管理や身上監護などを行います。

また、成年後見制度の利用が必要であるのに、経済的な問題等で利用することが困難な方を支援するため、申立に係る費用及び後見人等報酬について助成を行います。

平成 30 年度(2018 年度)実績

市長申立実績:31 件

助成件数:35 件

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ 市民後見人候補者の登録者数

成年後見制度\*の利用促進に向けて、市民後見人\*候補者の養成を行うことで、成年後見人等の担い手を確保し、権利擁護の推進につなげます。この市民後見人候補者の登録者数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時  | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 33 人 | 36 人             |                 | 63 人             |                  | 93 人             |

## ○ 成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数

成年後見制度についての講座等を実施することで、本制度の周知や理解を深めてもらう機会を提供します。この講座・学習会の開催回数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時             | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020)  | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022)  |
|----|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 内容 | 9回<br>(延 234 人) | 9回<br>(延 250 人)  |                 | 11 回<br>(延 250 人) |                  | 13 回<br>(延 270 人) |

**自己評価**

市民後見人候補者の養成にあたって、説明会を 2 回開催し、46 名の参加がありました。成年後見制度の利用促進には、成年後見人等の担い手の確保が必要となることから、引き続き市民後見人候補者の養成に向けて、広報や説明会などで周知活動を進めていきます。また、市民後見人候補者の受任がすすめられるよう体制づくりを図っていきます。成年後見制度の普及啓発では講演会を 3 回、学習会を 6 回開催し、延べ 250 人の参加がありました

**Act(改善)**

**市民後見人の候補者の登録者増のためにはまずは制度を市民に理解してもらう必要がある。講座・学習会などを引き続き積極的に開催していくとともに、町会・自治会と連携した取り組みも必要である。**

**Plan(計画)****(4) 福祉施設・事業所の評価と指導・検査**

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えます。

**Do(実行)****平成 30 年度（2018 年度）の取組****社会福祉法人認可事務及び指導・検査事務の実施**

社会福祉法人\*の設立、定款変更等の認可等及び福祉サービス事業者への指導・検査を行います。

平成 30 年度(2018 年度)実地検査

老人福祉施設(養護・有料老人ホーム)19 施設

介護サービス事業所等 358 事業所

障害サービス事業所等 165 事業所

児童福祉施設等 184 施設

**東京都福祉サービス第三者評価受審費補助**

福祉サービス第三者評価は、利用者でも事業者でもない第三者の評価機関がサービスの内容・組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表するしくみのことです。高齢や障害、子育て等各分野の対象施設等に対し、この受審促進のため、受審費の一部補助を行います。

平成 30 年度(2018 年度)

高齢者福祉施設:16 件

障害者福祉施設:30 件

児童福祉施設:7 件

**施設従事者向け虐待防止研修の実施**

高齢者及び障害者の施設従事者に対し、入所者への虐待を防止するための研修を実施します。

平成 30 年度(2018 年度)実績

実施回数:4回、参加者数:368 名

**Check(評価)****この施策における活動指標**

- この項目は活動指標を設定しません。

**自己評価**

福祉・保健医療に関わる事業所による良質で適切な福祉サービス提供をめざし、第三者による評価受審への支援や、認可事務及び指導・検査事務を適切に行い、市民が安心してサービスを利用できる環境を整えました。

**Act(改善)**

**引き続き市民が安心してサービスを利用できる環境を整える必要がある。**

## Plan(計画)

### (5) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン\*に基づく、誰もが利用しやすいまちづくりの整備を進め、市民の理解を深めていきます。

## Do(実行)

### 平成 30 年度（2018 年度）の取組

#### 思いやり駐車スペース設置への補助

障害者・妊産婦・高齢者・一時的にケガをしている方など、歩行や移動の困難な方が優先的に使える、駐車場利用者の“思いやり”に根ざした駐車スペースです。

市の施設への設置が進んでいるため、民間施設への設置を促進するための一部費用の補助を行います。

平成 30 年度(2018 年度)は、新規補助対象はありませんでした。

#### 赤ちゃん・ふらっと設置促進

乳幼児と一緒に安心して外出を楽しめるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースです。

事業者や子育て支援施設と連携しながら、必要な地域への赤ちゃん・ふらっとの設置を促進します。

平成 30 年度(2018 年度)は、7 件の新規設置があり、市内の設置件数は 129 件となりました。

#### 交通空白地域交通事業への運営費補助

交通空白地域(鉄道駅 700m、バス停 300m以遠)で地域が行う、地域交通事業運営費の補助を行います。

平成 30 年度(2018 年度)は、小津町地域バスに補助を実施しました。

#### 東京都福祉のまちづくり条例\*に基づく審査・指導の実施

高齢者、障害者などだれもが円滑に利用できるやさしいまちづくりを推進するため、だれでもトイレの整備など東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出に対し指導、助言をします。

平成 30 年度(2018 年度)実績

届出総数:21 件

**Check(評価)****この施策における活動指標**

## ○ 思いやり駐車スペースの民間設置数

思いやり駐車スペースの民間施設への整備を推進することで、配慮が必要な人へのより多くの市民の理解が広がり、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの意識を高めます。この思いやり駐車スペースの民間施設への設置数を活動指標とします。

| 年度 | 策定時 | H30 年度<br>(2018) | R 元年度<br>(2019) | R 2 年度<br>(2020) | R 3 年度<br>(2021) | R 4 年度<br>(2022) |
|----|-----|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 内容 | 0台  | 0台               |                 | 3台               |                  | 6台               |

**自己評価**

平成 30 年度（2018 年度）の思いやり駐車スペースの民間施設への設置はありませんでした。その理由の一つとして考えられるのが、設置者に整備費の一部を補助する設置要件が駐車場台数 51 台以上としており、比較的大規模な商業施設等しか対象にしていなかったことが挙げられます。

そこで、平成 31 年度（2019 年度）は台数制限を設けず、小規模な商業施設等にも利用できるように制度変更をしました。引き続き民間事業者等への働きかけを実施し、思いやり駐車スペースの設置を増進していきます。

**Act(改善)**

**設置要件の変更が民間施設への設置につながるかどうか、一定の時期に検証し、効果がないようであれば、更なる工夫が必要である。**



## 八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 専門的な相談・支援機関及び地域福祉推進拠点（以下「各機関等」という。）が、地域ネットワークの中で把握した困難な地域生活課題や、複合的な課題、制度の狭間にある課題について、各機関等がそれぞれの経験と事例を持ち寄り、連携して対応方法を検討し、課題の解決を図るとともに、情報共有を推進し各機関等間のネットワークを強化することを目的として、八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 各機関等による困難な地域生活課題の包括的な把握と、具体的解決策の検討
- 二 地域生活課題に関連する各機関等間の情報共有

### (組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる各機関等において実務を担当する者をもって組織する。

- 2 ネットワーク会議には会長を置き、福祉部福祉政策課長をもって充てる。
- 3 ネットワーク会議には副会長を置き、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

### (招集及び開催)

第4条 ネットワーク会議は、会長が年2回以上、定例的に招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定に基づく者以外の者にネットワーク会議への出席を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、会長は、必要があると認めるときは、臨時にネットワーク会議を招集することができる。

### (守秘義務)

第5条 前条の規定によりネットワーク会議に出席する者（以下「出席者」という。）は、ネットワーク会議またはネットワーク会議の係る事務の遂行において知り得た個人情報を漏らしてはならない。

### (庶務)

第6条 ネットワーク会議に係る次に掲げる事務は、福祉政策課において処理する。

- 一 ネットワーク会議開催前に、出席者から、ネットワーク会議において検討すべき困難な地域生活課題や、出席者で共有すべき情報を収集する。
- 二 一で収集した事項について、ネットワーク会議開催前に、出席者へ周知する。
- 三 ネットワーク会議の出席者へ、ネットワーク会議の開催を通知するほか、資料・会場等の準備を行い、会議の円滑な進行を図る。
- 四 ネットワーク会議の開催後、議事録を作成し、出席者へ配布する。また、個人情報に留意したうえで、ホームページ等にて議事録を公開する。
- 五 開催済みのネットワーク会議での検討事項や情報共有事項について、出席者及び会長が認めた者が参照可能な形で整理する。
- 六 ネットワーク会議における検討事項や開催状況等について、八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告を行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 各地域の代表      | 地域福祉推進拠点                             |
|-------------|--------------------------------------|
| 専門的な相談・支援機関 | 高齢者あんしん相談センター<br>八王子市福祉部高齢者福祉課       |
|             | 障害者地域生活支援拠点<br>八王子市福祉部障害者福祉課         |
|             | 八王子市福祉部生活自立支援課                       |
|             | 成年後見・あんしんサポートセンター八王子<br>八王子市福祉部福祉政策課 |
|             | 八王子市健康部保健対策課                         |
|             | 八王子市医療保険部大横保健福祉センター                  |
|             | 八王子市医療保険部東浅川保健福祉センター                 |
|             | 八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター                 |
|             | 八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター                |
|             | 八王子市市民活動推進部男女共同参画課                   |
|             | 八王子市市民部消費生活センター                      |
|             | 八王子市まちなみ整備部住宅政策課                     |

2019年6月26日 開催

## 「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」出席者名簿

### 各地域の代表(地域福祉推進拠点)

|   | 課名                     | 氏名     | 職名 | 担当         |          |
|---|------------------------|--------|----|------------|----------|
|   |                        |        |    | 圏域         | 地域福祉推進拠点 |
| 1 | 八王子市社会福祉協議会<br>支えあい推進課 | 井出 勲   | 課長 | 地域福祉推進拠点担当 |          |
| 2 | 〃                      | 中島 明美  | 主事 | 北部圏域       | 石川拠点     |
| 3 | 〃                      | 馬場 雄太郎 | 主事 | 西部圏域       | 川口拠点     |
| 4 | 〃                      | 田中 正治  | 嘱託 | 西南部圏域      | 浅川拠点     |
| 5 | 〃                      | 渡邊 真広  | 主事 | 中央圏域       | 大和田拠点    |
| 6 | 〃                      | 村上 萌   | 主事 | 東南部圏域      | 由井拠点     |
| 7 | 〃                      | 大和 智史  | 主任 | 東部圏域       | 由木拠点     |
| 8 | 〃                      | 柏原 志帆  | 主事 |            | 由木東拠点    |

2019年6月26日 開催

「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」出席者名簿  
専門的な相談・支援機関

◎…会長、○…副会長（充て職）

|    | 所管名                   | 氏名                | 職名            | 担当                                   |
|----|-----------------------|-------------------|---------------|--------------------------------------|
| 1  | 八王子市福祉部福祉政策課          | ◎ 井上 茂            | 課長            |                                      |
| 2  | 八王子市福祉部高齢者福祉課         | ○ 辻野 文彦           | 主査            | 地域包括担当                               |
| 3  | 高齢者あんしん相談センター大横       | 浜脇 晴美             | センター長会会長      |                                      |
| 4  | 八王子市福祉部障害者福祉課         | 遠藤 徹也             | 課長補佐兼主査       | 援護担当                                 |
| 5  | 地域生活支援センターあくせす        | 八町 真理子            | 障害者地域生活支援拠点代表 |                                      |
| 6  | 八王子市福祉部生活自立支援課        | 遠藤 治雄             | 専門幹兼主査        | 自立担当                                 |
| 7  | 八王子市社会福祉協議会           | 吉本 由紀             | 課長補佐          | 権利擁護担当<br>（成年後見・あんしんサ<br>ポートセンター八王子） |
| 8  | 八王子市健康部保健対策課          | 片岡 幸子             | 課長補佐兼主査       | 地域保健担当                               |
| 9  | 八王子市医療保険部大横保健福祉センター   | 長谷川 由美            | 課長補佐兼主査       | 保健担当                                 |
| 10 | 八王子市医療保険部東浅川保健福祉センター  | 小松原 彩和子           | 主査            | 成人・介護担当                              |
| 11 | 八王子市医療保険部南大沢保健福祉センター  | 鈴木 裕子             | 主査            | 母子保健担当                               |
| 12 | 八王子市子ども家庭部子ども家庭支援センター | 東郷 信一<br>（鈴木貴子代理） | 所長<br>（主査代理）  | 統括担当                                 |
| 13 | 八王子市市民活動推進部男女共同参画課    | 村山 好美             | 課長補佐兼主査       | DV担当                                 |
| 14 | 八王子市市民部消費生活センター       | 奈良 貴代             | 課長補佐兼主査       |                                      |
| 15 | 八王子市まちなみ整備部住宅政策課      | 黒川 徹              | 主査            | 市営住宅担当                               |
| 16 | 八王子市福祉部福祉政策課（事務局）     | 深澤 淳一             | 主査            | 地域福祉計画担当<br>成年後見担当                   |
| 17 | 八王子市福祉部福祉政策課（事務局）     | 星野 貴洋             | 主事            | 地域福祉計画担当<br>成年後見担当                   |
| 18 | 八王子市福祉部福祉政策課（事務局）     | 大田 一貴             | 主事            | 地域福祉計画担当<br>成年後見担当                   |

## 「地域福祉推進拠点」の整備状況について

### 1. 事業概要

- (1) 設置・運営 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- (2) 開所 月～土曜日 午前9時～午後5時
- (3) 人員 CSW（コミュニティソーシャルワーカー）として  
社協職員1名 臨時職員1名（2名が交替で勤務）

### 2. 整備状況

- (1) 「地域福祉推進拠点 石川」  
開設日：平成26年（2014年）12月1日 設置場所：石川事務所2階
- (2) 「地域福祉推進拠点 川口」  
開設日：平成29年（2017年）4月1日 設置場所：川口事務所2階
- (3) 「地域福祉推進拠点 浅川」  
開設日：平成30年（2018年）3月31日 設置場所：浅川市民センター1階
- (4) 「地域福祉推進拠点 大和田」  
開設日：平成30年（2018年）3月31日 設置場所：大和田市民センター3階
- (5) 「地域福祉推進拠点 由井」  
開設日：平成30年（2018年）10月1日 設置場所：由井市民センター1階
- (6) 「地域福祉推進拠点 由木」  
開設日：平成31年（2019年）2月1日 設置場所：由木中央市民センター1階
- (7) 「地域福祉推進拠点 由木東」  
開設日：令和元年（2019年）6月1日 設置場所：由木東事務所内

# 【地域福祉推進拠点由木】

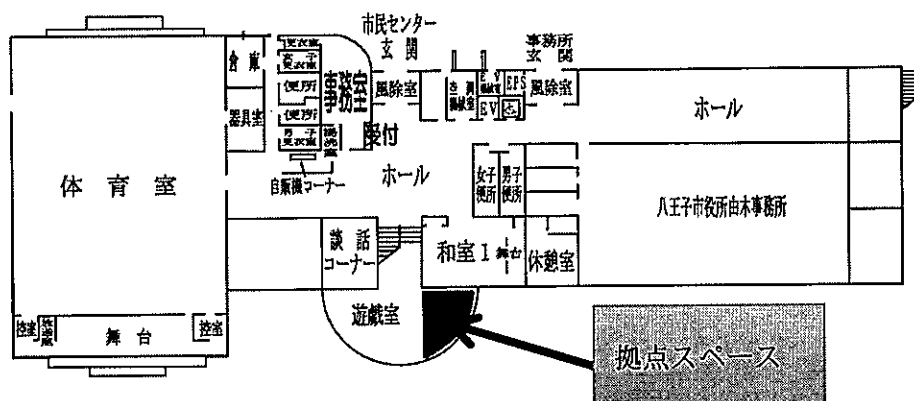
設置場所：八王子市下柚木2丁目10番地6

由木中央市民センター内

常駐職員：CSW（コミュニティソーシャルワーカー） 大和

生活支援コーディネーター 青山

## 1階



1階部分の東側は八王子市役所由木中央事務所  
西側が市民センター、便所は共用

# 【地域福祉推進拠点由木東】

設置場所：東京都八王子市鹿島111番地1

由木東事務所内（高齢者あんしん相談センターと共用）

常駐職員：CSW（コミュニティソーシャルワーカー） 柏原

生活支援コーディネーター 関根

